

岬町告示第 1 0 号

下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）第 3 条の規定により、岬町南大阪湾岸流域関公共下水道について、次のとおり当該事業計画変更案を縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 2 7 日

岬 町 長      田 代      堯

1. 変更する事業計画の名称

岬町南大阪湾岸南部流域関連公共下水道事業計画

2. 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

岬町深日 2 0 0 0 番地の 1

岬町 都市整備部 下水道課

(2) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 2 7 日から令和 7 年 3 月 6 日

3. 意見書の提出先

当該事業計画の変更案について、岬町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに岬町に意見書を提出することができます。

【提出先】

〒 5 9 9 - 0 3 9 2    岬町深日 2 0 0 0 番地の 1

（TEL    0 7 2 - 4 9 2 - 2 0 2 6）

岬町 都市整備部 下水道課